著作権に関する教育の実践事例

藤崎町立藤崎中学校

1. はじめに

中学校の技術・家庭科技術分野では、「B. 情報とコンピュータ」で情報モラルに関する内容を取り扱い、その内容の一つとして著作権を取り上げることとしている。

本校では、1、2学年においてコンピュータの基本的操作やソフトウェア(文章、表計算、図形処理など)の利用について学んでいる。そこでは、各メディア(文字、文章、図、写真、音、動画など)の特色を理解しながら、その利用方法について学習をしている。そして、3学年においては、マルチメディアに関する内容を取扱い、1、2年次で学習した各メディアを複合的に取扱っての制作活動を行っている。

特にマルチメディアの内容では、複数のメディアを一つの制作物に複合的に取扱えることに重点を置いているため、各メディア(素材)の作成よりも、他者が制作したメディア (素材)を利用する場面が中心となってくる。そのために、著作権に関する知識や理解は、必要不可欠となってくる。

本実践は、各メディアの編集技術の習得と著作権に関する学習を並行して取り扱うことによって、単なる知識伝達的な指導にならないよう配慮した授業実践である。また、指導計画の後半に、前半で学んだ著作権に関する理解を定着させるためにオリジナルマグカップの制作を設定をしている。

本論文では、指導計画の中で中心的な活動となる第 4 時限目に実施した"他人のアイディア"についての学習指導計画を記載することとする。

2. 情報通信技術 (ICT) の発達と著作権

コンピュータを起動させ、インターネットに接続すると様々な Web サイトを閲覧することができる。また、それらのサイトでは、閲覧者が興味・関心を持つ素材(動画、音、写真、絵、本文など)で作られており、簡単な操作で自分のコンピュータにデータとして取り込むことができる。

近年、中高生の間で、ホームページ、ブログやプロフなどを制作することが流行し、個人で情報発信する子どもたちも増えてきている。しかし、中高生が作成したサイトの中には、他者の著作物を無断で利用しているものも少なくない。このことから著作権に関する理解を深めることは重要であると考えられる。

3. 発達段階に応じた著作権の教育

中学生の時期は、発達段階の心理として、"カッコいいもの"、"かわいいもの"、"きれいなもの"に対して、衝動的に"所有したい"、"収集したい"などの行動が表出しやすい時期である。また、自分が気に入っているものに関しては、親しい友人に見せたいという衝動にも駆られる時期でもある。これは、現代の子どもたちに限った傾向ではなく、古くからある傾向といえる。昔でいう好きな芸能人の切り抜きやプロ野球選手のカードを収集する行為がこれにあたる。

しかし、現代社会において情報通信機器は急速に発達し、子どもたちでもインターネットを通して様々な素材を収集し、ネット上に公表することも容易であるため、正しい著作権に関する知識を持つことや、著作権を尊守する態度が必要となってくる。

だが、多くの子どもたちは著作権という言葉は知っているものの、何が著作物になり、 どこまでが行為として許されるか、許されないか、他者に説明できるほどの知識や理解は ない。特にインターネット利用時には、著作権を侵害した行為をたびたび目にすることか ら、「本当はどっちが正しいのかな?」と疑問に思う場面も数多くあると考えられる。 つまり、著作権に関する事項は、インターネットを利用することによって、自然に身に付くこととは言い難く、発達段階に応じた適切な教育が不可欠であると言える。

4. 子どもたちの目線に立った著作権教育

著作権教育の内容は、著作権法に基づいた著作者の権利や侵害行為について学んでいくことになる。学習の展開に工夫がないと「~してはいけません。」という禁止事項を伝えることだけの学習になってしまう。このような指導は、子どもたちを一方的に受け身にし、不必要な抑圧感を高めてしまうこととなり、主体的な態度を育成することは難しくしてしまうと考えられる。

この点に配慮するために、本実践では、子どもたち目線に立って考えることを優先とし、子どもたちの疑問に対して、納得できる説明や体験を取り入れて、授業を進めていくこととした。「それっていいの?」、「これもだめなの?」、「これはいいの?」などの授業中の小さなつぶやきを大事に拾いあげ、それを全体に投げかけ、考えさせて、解決していくこととした。

そして、学習で学んだことを定着させるために、本実践では、"オンリーワン・マッグカップづくり"を最終課題とし、マッグカップに貼付するデジタルメディアの制作を通しながら、著作権について主体的で実践的な態度の育成を図っていくこととした。

5. 単元の指導計画について

単元名 オンリーワン・マッグカップの制作~著作権を学びながら~(配当5時間)

時		著作権に関する
	指導内容及び学習活動	
間	7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7	学習内容について
1	○著作権について知ろう~使って良いものと悪いもの~・著作物にあたるものはどれ?・著作者にどんな権利があるの?自分たちの作品も著作物?・身近でやっているこの行為は、著作権にふれる?ふれない?	○著作権について○著作物にはどういうものがあるかを知る○著作権の適用範囲に
	※TV放送の録画の貸し借り、インターネットでの素材の収集 CDやDVDのコピー、曲の貸し借り、インターネット上での放映 自分で描いたアニメのキャラクターの公表	ついて理解する
2	○Webサイト上での著作権について・このマークは何だろう?~自由利用マークについて~・Webサイト上の使用制限について~どんな所に、どのような記述があるか~※フリーソフトとシェアウエアの違い・Webサイトでフリーな素材を探してみよう~検索と収集について~	○自由利用マークについて○学校その他の教育機関による複製と私的使用に関する複製について
3 - 5	 ○オンリーワン・マッグカップの制作について ・昨年度の制作物の紹介~アイディアをまねすることは?~ ・作品の構想を考えよう ・素材を収集しよう ・素材を編集・加工しよう ①収集した素材は、自由に編集していいのかな? ②もし他人に自分の著作物が勝手に使われ、変えられたら・・ ・作品の相互評価 	○アイディアを真似することは著作権違反になるのか ○同一性保持権と複製権について ○他人に無断で著作物を使用・改変されたらどのように感じるか

6. 学習指導計画

(1) 題材名 他人に自分の著作物を勝手に使用され、変えられたら

段階	教師による働きかけ	生徒の活動と予想される反応	指導上の留意点
導入 5分	①既習事項の確認 アイディア(考え)は著作権にあたるかについて学びました。 ②本時の学習内容の確認 みなさんのマグカップのデータ作成も進んできたかと思います。これから、あるデータを配布します。それをもとに著作者の立場に立って、著作権について理解を深めていきましょう。	①既習事項の確認 ・著作権について学びました ・アイディアが著作権にあたるか ②本時の学習内容の確認	挙手・指名 コンピュータを起 動し,画像編集アプ リケーションを 起動する。
	著作者の立場になり著作権に ③生徒のデータを配布 前回までの作業中のデータを 呼び出してください。	ついて考えてみよう ③自分の保存データを読み込む。 ・前回の保存したのと違う ・自分のデータじゃない ・おかしい	事前に用意した改編 した生徒の作品デー タをデータ保存用の フォルダに用意して おく。
展開開	④本当に著作者の気持ちになって、考えてもらうため、みなさんに改編されたデータを 送付しました。自分の改編されたデータをれたデータを見た時、どう思いましたか。	④改編されたデータを見たときの自分の気持ちを発表する。・嫌な気分になった。・自分のものではないと感じた。・自分の作ったものを壊された気分になった。	挙手・指名 ※生徒の一人一人 の感想を丁寧にひ ろいあげ、著作者の 気持ちを考えさせ
35 分	⑤勝手に改編されたデータを 自分の作品と公表されたらど う思いますか。 ⑥著作者の許可なしに,改編 され問題になった実例を紹介 する。	⑤公表された時のことを考える。 ・絶対に嫌だ。 ・嫌がらせをされているように感 じる。 ⑥実例を聞き,問題意識を深め る。	る雰囲気を作って いく。 実例をプロジェク ターで投影しなが らす説明する。
まとめ10分	⑦本時のまとめ 著作者の立場で考えると自分 の作品を無断で使用したり、 変えられたりすることは、と ても嫌な気分で耐えられない ことです。この点をしっかり 理解しましょう。 ①次時の予告	⑦本時のまとめ 著作者に許可なく無断で使用し、 改編することは、心情的にも許さ れない勝手な行為であることを 理解する。 ※法律以外にも問題があること を知る。 ①次時の学習内容を確認	※自己評価カード:4件法で本時の目標に関して自己評価をする。理解したことや感想を記入する。

7. 成果と課題

授業の終わりに、子どもたちに対して自己評価カードを配布し、授業で理解したことや 感想を自由記述で記入させたところ、次のような感想があった。

- 〇今日の授業を受けて、今まで、他人の著作物を利用することについて、何も考えていなかったことがよくわかりました。著作物の向こうには、必ず創作者がいること。創作者が嫌な気分になるようなことは、絶対にしてはいけないことと感じました。
- ○今までインターネットで、他人が一生懸命作ったものを何も考えず、無断でコピーしたりしていました。それを一生懸命作った人がいることを考えると、使用制限があるものについては、やはり、しっかり守られなければいけないと感じました。
- ○もし、自分の作品が他人に勝手に使用され、変わっていたら何か悲しいし、嫌な気分に なると思いました。作った人の立場や権利を守るために、著作権があるだということが授 業を通して理解できました。
- ○個人で使用する場合や学校の授業で使用する場合など、他人の著作物を利用するとき、 区別があることがわかりました。自分の都合でその利用区分を変えては、いけないと思い ました
- ○自分が良い思いをしても、どこかで誰かに嫌な思いをさせていることのほうを大切に考えなければいけないと思いました。

授業を通して、子どもたちは他者の著作物を尊重するようになり、著作権がなぜ必要か を理解することができるようになった。そして、著作者に無断で編集したりすることに、 強い問題意識を持つようになった。

その後の授業において、ホームページの制作を行い、多くの子どもたちが自主的に"コピーOK"、"学校教育 OK"などの自由利用マークや使用制限に関しての記載を確認するようになり、著作権を尊重する態度を育成することができたと感じた。

しかし、インターネット上では、著作権を侵害していると考えられるサイトが多く存在 しているため、子どもたちがその傾向に流されていかないよう、今後も機会があるごとに 指導し、その意識を維持させていく必要あると感じた。

デジタル放送の複製(コピー)制限についても、今後の生活の中で、身近な著作権に関する事例となることが予想されるので、教材研究をし、子どもたちに指導できるようにしていきたい。

8. 生徒の作品例





